藤里町長選挙 藤里町議会議員補欠選挙

投開票日

7月31日(日)

投票時間 午前7時~午後7時

任期満了により執行される町長選挙と、同時に行われる町議会議員補欠選挙についてお知らせいたします。 投票日当日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をご活用ください。(期間が短いので、お早めにお手続きください)

◇期日前投票·不在者投票◇

平成23年7月27日(水)~30日(土) 午前8時30分~午後8時

◇場 所◇

藤里町総合開発センター1階 選挙管理委員会室

◆不在者投票とは

滞在地へ投票用紙等を送付し、最寄りの選挙管理委員会で投票できる制度です。藤里町選挙管理委員会へ請求してください。(投票用紙等の請求は、ご家族もお手続きできます。)

◆選挙権

①年 齢 平成3年8月1日以前に生まれた方(選挙期日に満20歳以上)

②住 所 平成23年4月25日から引き続いて藤里町に住所のある方

投票の際は、入場券を忘れずにお持ちください。7月26日頃までに郵送予定です。

藤里町農業委員会委員一般選挙

任期満了により、藤里町農業委員会委員の選挙が執行されます。 有権者のみなさまへは、告示後 (7月5日)、入場券を送付いたします。

投開票日: 平成23年7月10日(日)

投票時間: 午前7時~午後6時

期日前投票: 7月6日(水)~9日(土)

午前8時30分~午後8時

藤里町総合開発センター1階 選挙管理委員会室

- THE

【農業委員会委員選挙の選挙権・被選挙権について】

次の要件を満たす方で、農業委員会委員選挙人名簿に登載されている方が選挙権・被選挙権を有します。 (登載は、本人又は世帯主等の申請により行われます。)

- ① 藤里町に住所を有する
- ② 満20歳以上(選挙権については3月31日において、被選挙権については選挙期日において)
- ③ 1) 10アール以上の農地で耕作を営む者
 - 2) 1) と同居する親族・配偶者(年間おおむね60日以上耕作に従事していること)
 - 3) 10アール以上の農地で耕作業務を営む農業生産法人の組合員・社員・株主 (年間おおむね60日以上耕作に従事していること)